



# 弁護士法人 広島みらい法律事務所ニュース

広島市中区八丁堀2-31 鴻池ビル9階 電話082(511)7772 FAX082(511)7773

- 法的サービスをすべての方へ - 第21号 (平成24年3月8日号)

## 離婚するには

当事者同士の話し合いや裁判所での話し合い(調停)で離婚が出来ない場合、最終的には、裁判により離婚をすることになります(裁判離婚)。裁判所に「〇〇と〇〇を離婚する」と判断してもらい、離婚をするわけです。この場合、夫婦のどちらかが離婚に反対しているとしても、離婚が成立することになります。

## 裁判離婚の要件

裁判離婚が出来る場合にはいくつかパターンがあります。民法では、①不貞行為、②悪意の遺棄、③生死不明(3年以上)、④強度の精神病、⑤その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき、と定められています。…なんだか小難しいですね。とにかく、このどれかがあると裁判所が認めたとときに、基本的には裁判離婚がなされる、ということになります。

## 浮気した側から請求可能?

配偶者の浮気で夫婦間の関係がこじれ、修復し難い不和が生じたときなどは、上の①や⑤が認められ、離婚ができることになりそうです。では、浮気した配偶者の方から、「別れてくれ!」と言われた場合にも、修復し難い不和、ということ、⑤が認められてしまうのでしょうか。なんだか…、そう。「踏んだり蹴ったり」です。

自ら婚姻関係が破綻する原因を作った(上の例で言うと浮気をした)配偶者のことを「有責配偶者」と言いますが、有責配偶者からの離婚

請求は、それでは相手方が「踏んだり蹴ったり」でしょうということは一切認めないとされた時代もありました。しかし、別居が何十年にもわたり、もう実質的に夫婦とは到底言えなくなっているときにもまったく離婚を認めないのは硬直的にすぎるといって、今はもう少し、離婚が認められる場合が広がっています。

## 昭和62年判決

この点について具体的な判断要素をあげた判例として有名なのが昭和62年判決です。最高裁は、有責配偶者からされた離婚請求であっても、①別居が相当長期間であり、②夫婦に未成熟の子が存在しない場合には、③相手方配偶者が離婚により精神的・社会的・経済的に極めて苛酷な状態におかれる等離婚請求を認容することが著しく社会正義に反するような事情がないときには、有責配偶者からの離婚請求も認めうるとしています。



## まとめ

判例の言いぶりからもわかりませんが、裁判所は基本的には、有責配偶者からの離婚請求は認めず、例外的な場合にのみ離婚を認める考えです。裁判離婚する場合にも財産分与や慰謝料は問題になります。離婚問題でお悩みの方は、弁護士にご相談下さい。(半澤 茜)

## 法律7千★クイズ

借金の借り主が、返済を滞らせ、所有する不動産を売却しようとしています。その時、貸し主として、その不動産の売却をすぐに止めるための手段としては、どのようなものがあるでしょうか。正解は次号で発表します。

前号のクイズの正解ですが、当事者同士の話し合いや調停では、夫婦の合意により、離婚がされることになっています。浮気した夫から離婚を請求されても、妻は、離婚を承諾しなくて構いません。そうすると、夫が離婚するには、裁判離婚しかありません。裁判離婚が認められるかどうかは前記の記事も参考にして下さい。



## 大竹支所 平成24年4月の無料法律相談会のご案内

日程：4月1日(日)と29日(日)  
時間：10時～18時(各相談時間は40分)／相談無料(事前予約が必要)／場所&問合せ先：当事務所大竹支所(TEL：0827-54-1222)(JR大竹駅から徒歩2分、大竹市新町1-8-3 アーバンタワー大竹1階)



当事務所の本所の弁護士に相談するには、平日の9時～18時の間に、お電話(082-511-7772)で予約して下さい。相談日時は、原則として、平日の9時～17時半、土曜日の13時～15時半です。

当事務所では、尾道支所(TEL:0848-21-0045)と大竹支所(TEL:0827-54-1222)を開設しており、支所周辺のご相談も積極的に受け付けていますので、お電話で予約して下さい。

詳細は、ホームページでご確認下さい。 <http://www.hiroshima-mirai.com/>

所属弁護士：二國則昭、定者吉人、紅山綾香、見之越常治、半澤茜、丸亀日出和、成廣貴子(尾道支所)、滑川和也(大竹支所)